

特定非営利活動法人 超音波スクリーニングネットワーク
功労会員推薦に関する規程

(適用)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 超音波スクリーニングネットワーク（以下「本法人」と略す。）功労会員推薦の原則について、以下のとおり定める。

(資格)

第2条 功労会員は原則として役員・委員を退任した65歳以上の会員及び元会員とする。ただし、正会員としての権利を有しない。

- 2、功労会員として推薦される者は、原則として理事若しくは監事又は委員（社員）を通算5期10年上務め、本法人に功績のあった者とする。

(推薦及び承認)

第3条 功労会員の称号は、理事会が推薦し、総会の決議をもって承認された者に授与する。

(規程の変更・廃止)

第4条 この規程は、総会の決議を経て変更または廃止することができる。

附則

- 1、この規則は、2020年6月12日から施行する。